（環境教育推進室）

第五条　（略）

2　環境教育推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（環境の保全に関する教育及び学習（以下この項において「環境教育等」という。）の振興並びに国民又はその組織する営利を主たる目的としない民間の団体が自発的に行う環境の保全に関する活動（以下この項において「自発的活動」という。）の促進に係るもの（他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

二　環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（環境教育等の振興及び自発的活動の促進に係るもの（他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

三　（略）

四　前三号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準、指針、方針、計画その他これらに類するもの（以下「基準等」という。）の策定に関すること（環境教育等の振興及び自発的活動の促進に係るもの（他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

3　（略）

第六条　（略）

（保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び化学物質審査室）

第七条　環境保健部環境保健企画管理課に、保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び化学物質審査室を置く。

2　保健業務室は、公害に係る健康被害の認定及び補償の給付並びに公害保健福祉事業（公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）に規定する公害保健福祉事業をいう。第四項第二号において同じ。）に関する事務（特殊疾病対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　保健業務室に、室長を置く。

4　特殊疾病対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　環境調査研修所の業務に関すること（環境省の所掌事務に関する調査及び研究並びに統計その他の情報の収集及び整理に関する事務のうち、水俣病に関する総合的な調査及び研究並びに国内及び国外の情報の収集、整理及び提供に関するものに限る。）。

二・三　（略）

（削る）

5　特殊疾病対策室に、室長を置く。

6　（略）

7　石綿健康被害対策室に、室長を置く。

8　（略）

9　化学物質審査室に、室長を置く。

（削る）

（環境教育推進室）

第八条　（略）

2　環境教育推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（環境の保全に関する教育及び学習（以下この項において「環境教育等」という。）の振興並びに国民又はその組織する営利を主たる目的としない民間の団体が自発的に行う環境の保全に関する活動（以下この項において「自発的活動」という。）の促進に係るもの（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

二　環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（環境教育等の振興及び自発的活動の促進に係るもの（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

三　（略）

四　前三号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定に関すること（環境教育等の振興及び自発的活動の促進に係るもの（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部及び他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

3　（略）

第九条　（略）

（保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び化学物質審査室並びに調査官）

第十条　環境保健部環境保健企画管理課に、保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び化学物質審査室並びに調査官一人を置く。

2　保健業務室は、公害に係る健康被害の認定及び補償の給付並びに公害保健福祉事業（公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）に規定する公害保健福祉事業をいう。次項第一号において同じ。）に関する事務（特殊疾病対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（新規）

3　特殊疾病対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

（新規）

一・二　（略）

三　環境調査研修所の業務に関すること（環境省の所掌事務に関する調査及び研究並びに統計その他の情報の収集及び整理に関する事務のうち、水俣病に関する総合的な調査及び研究並びに国内及び国外の情報の収集、整理及び提供に関するものに限る。）。

（新規）

4　（略）

（新規）

5　（略）

6　保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び化学物質審査室に、室長を置く。

7　調査官は、環境保健部環境保健企画管理課の所掌事務に関する重要事項の調査並びに企画及び立案を行う。